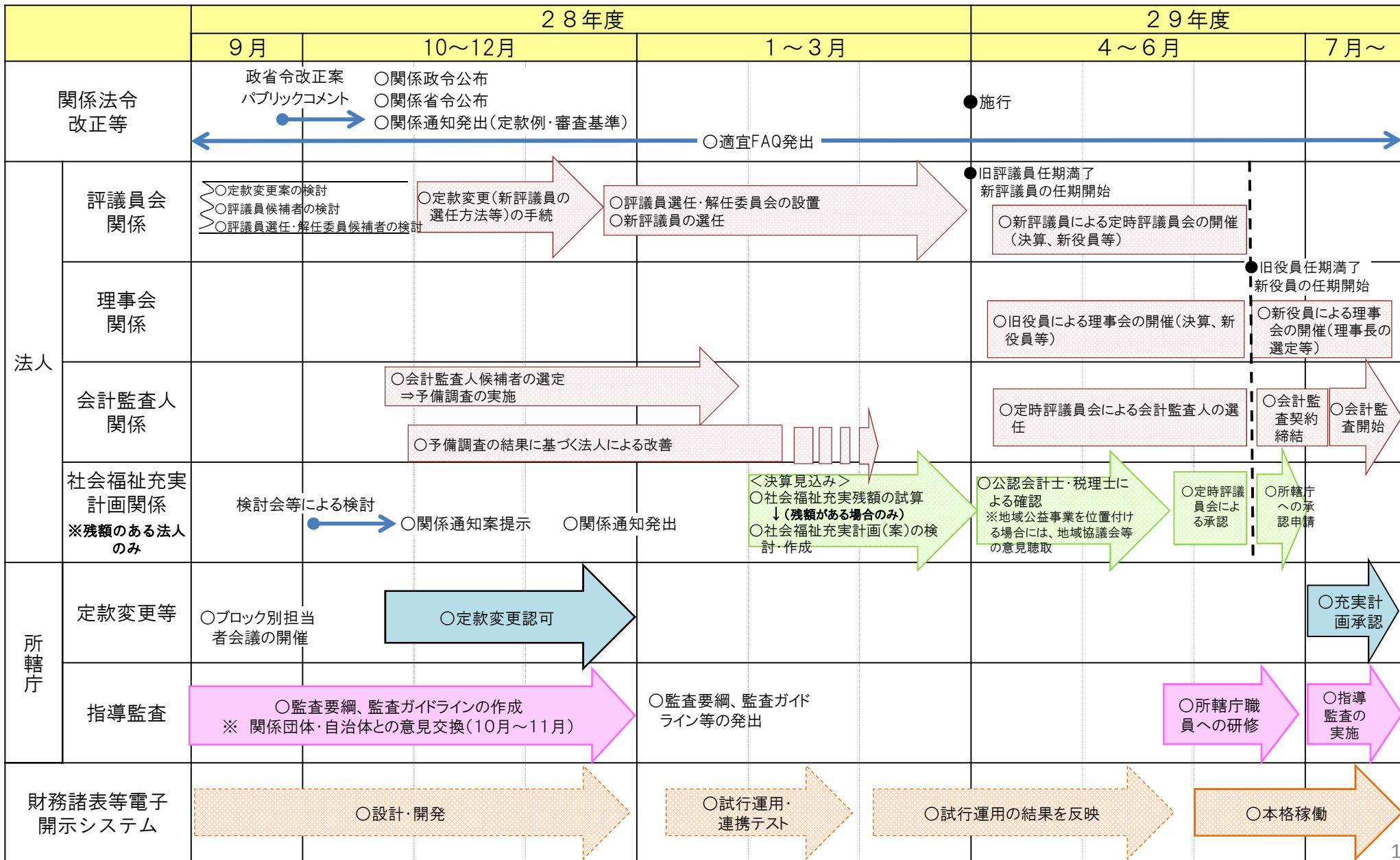


今後の社会福祉法人改革の 施行スケジュール等について

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



社会福祉法人制度改革に係る周知状況

1月26日
～2月16日

社会福祉法人制度改革に係るブロック説明会

内容：社会福祉法人制度改革の概要等について
対象：都道府県、政令市、中核市

7月8日

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会

内容：ガバナンス、控除対象財産、財務諸表等開示システム等について
対象：都道府県、政令市、中核市

8月22日
～9月9日

社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議

内容：ガバナンス、社会福祉充実計画等の概要、財務諸表等開示システム、FAQについて
対象：一般市を含む全ての自治体

<参考>

8月22日	九州ブロック	9月2日	北海道ブロック
26日	中国四国ブロック	7日	近畿ブロック
29日	東海北陸ブロック	9日	東北ブロック
31日	関東信越ブロック		

～ 政省令等の公布 ～

11月(予定)

社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会

内容：政省令等の詳細について
対象：都道府県、政令市、中核市

社会福祉法人に対する指導監督の見直し

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
(平成28年3月31日時点)措置済み
- ・ 今後は工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応(案)>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略し、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

指導監査の見直しに係る意見交換について

＜意見交換の趣旨＞

- 社会福祉法人監査要綱の見直し、監査周期の要件等の見直しにあたっては、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討を行い実態に即した指導監査内容とする。

＜意見交換の内容＞

- 関係団体及び自治体から、指導監査の実情、見直しの方向性、監査要綱及び監査ガイドライン案について意見交換を行う。
- また、自治体からは、上記の他、監査人材の育成についても意見交換を行う。

＜実施時期＞

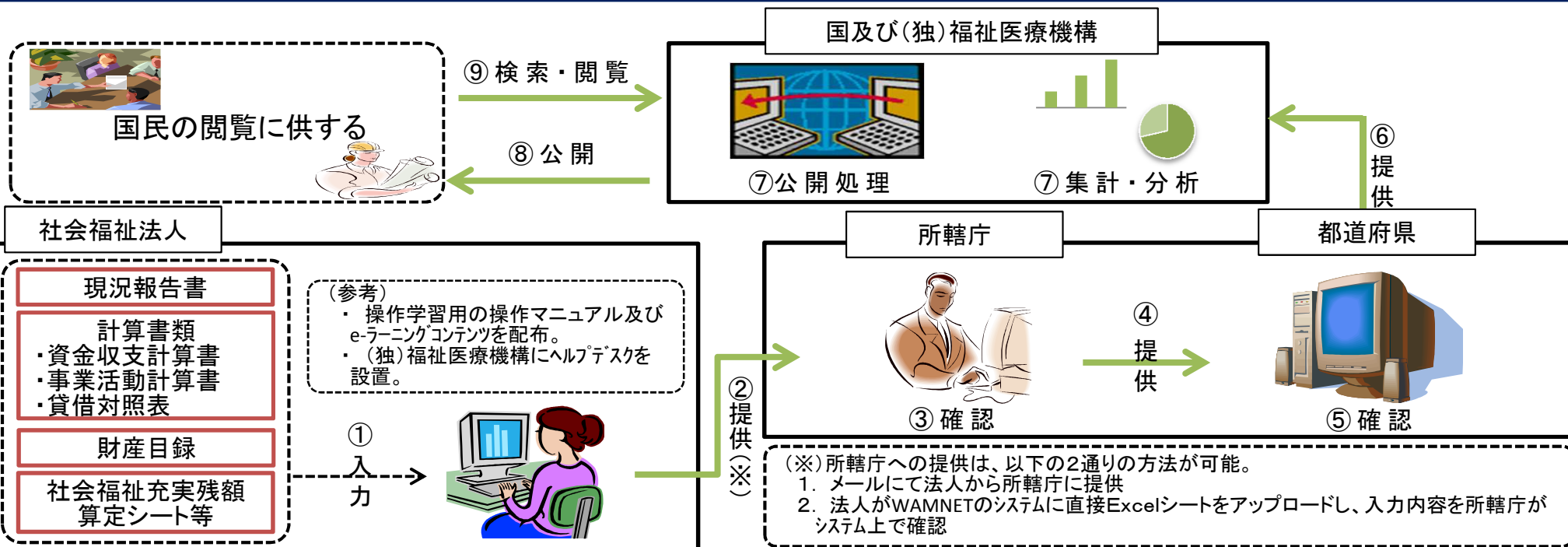
- 平成28年10月～11月にかけて、関係団体からのヒアリング、自治体との意見交換を各2回程度実施

※ 関係団体(5団体程度)、自治体(5自治体程度)

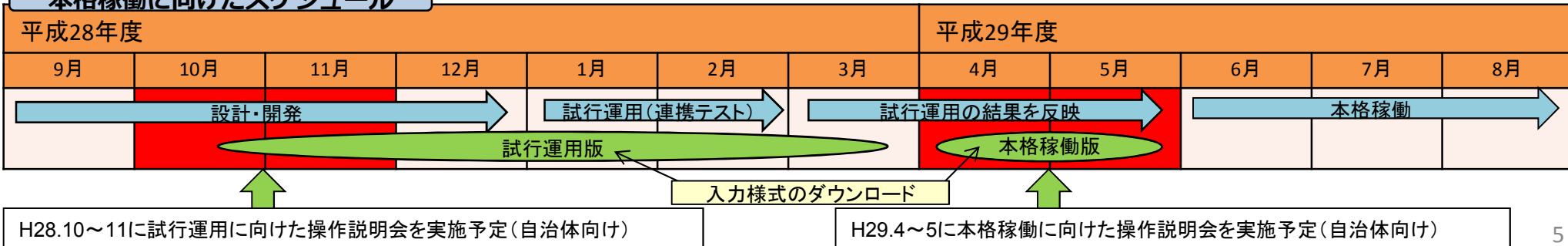
社会福祉法人の財務諸表等開示システムの機能等について

本システムを導入する趣旨

- 『規制改革実施計画』(平成26年6月24日閣議決定)や『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)において、社会福祉法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められている。国においても、収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築することが求められている。
- 上記を踏まえ、改正社会福祉法において、厚生労働大臣が社会福祉法人に関する情報に係るデータベースの整備を図り、国民にインターネット等を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を実施するよう定められたところである。
- 本システムは、このような趣旨を踏まえ構築を行っているところである。



本格稼働に向けたスケジュール



(参考)社会福祉法人の財務諸表等開示システムの根拠法令等

部会報告書等

『規制改革実施計画』(H26.6.24閣議決定)(抜粋)

厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

『社会保障審議会福祉部会報告書』(平成27年2月12日)(抜粋)

財務諸表、現況報告書等の財務や運営に関する情報については、所轄庁として法人の監査指導等に活用するほか、①都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の法人に係る書類を収集の上、法人規模や地域特性に着目した分析等を行う等により、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析に活用できるようにすること、②国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築することが必要である。

社会福祉法

(情報の公開等)

第59条の2

- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄庁であるものを除く。)の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法により報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄庁(市長に限る。次項において同じ。)に対し、社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報の集合体であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。
- 6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 7 第4項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。